

令和元年度第2回岐阜県消費生活安定審議会 議事録
(岐阜県消費者教育推進地域協議会)

日時：令和元年11月28日(木)
13:30～15:30
場所：OKBふれあい会館409特別会議室

○出席委員名

大藪 千穂 (岐阜大学教育学部教授)
柏田 健次郎 (中日新聞岐阜支社報道部長)
澤野 都 (岐阜新聞社生活文化部長)
高橋 由美子 (岐阜県立揖斐高等学校校長)
日比 純子 (大垣市立多良小学校校長)
御子柴 慎 (岐阜県弁護士会)
三輪 聖子 (岐阜女子大学家政学部教授)
市村 敦史 (岐阜商工会議所理事兼事務局次長兼中小企業相談所長兼支援部長)
岡部 宏行 (岐阜県卸売市場連合会会長)
梶田 泰久 (全国農業協同組合連合会岐阜県本部副本部長)
國枝 義広 (岐阜県金融広報委員会幹事)
河原 洋之 (全岐阜県生活協同組合連合会事務局長)
野村 昭子 (岐阜県生活学校連絡協議会副会長)
別宮 理恵 (日本労働組合総連合会岐阜県連合会岐阜地域協議会事務局長)
三輪 やよい (岐阜県地域女性団体協議会副会長)
和田 知加子 (公募委員)

計 16 名

○議題

岐阜県消費者施策推進指針の改定について

○会議録(概要)

事務局	(開会あいさつ)
会長	議事録署名人に岡部宏行委員、三輪やよい委員を指名。
事務局	岐阜県消費者施策推進指針の改定概要について (資料に基づき説明)
委員	成年年齢の引下げについて、資料の中で令和4年度に成年となる県人口およそ6万人とあります。この年は18～20歳の若者が成年を迎えることとなりますが、年齢別の人数は分かりますか。
事務局	県では毎年約2万人が成年を迎えますので、18～20歳で計約6万人としております。令和4年度には、例年の約3倍の人数の若者が成年を迎えることとなりますので、危機的状況であると考えております。

会長	改定指針では、成年年齢引下げへの対応や高齢者への更なる啓発、消費者の多様性に 応じた教育・啓発、エシカル消費の普及啓発が目玉になっています。
委員	若者に対して、具体的にどこでどのように消費者教育を実施していくのですか。高 校生までは社会科や家庭科の授業で学ぶ機会がありますが、その後の年齢で学ぶ機 会はあるのでしょうか。
事務局	おっしゃる通り課題であると考えております。大学生への啓発としては、マルチ取 引に絞って集中的なキャンペーンを行う、多様な団体とのネットワーク構築という ことで、例えば大学の入学ガイダンスで案内を行うといったことが考えられます。 また、私、先日、まさに令和4年度に成年を迎える中学3年生の授業を見学してき ましたが、自分が18歳で成年を迎えるというということを知らない生徒がほとん どであり、保護者も同様でした。先生でさえ、指導計画の作成の際に、初めて気づ いたとおっしゃっていました。今までは中高校生への啓発に力を入れてきましたが、 今後は生徒を通して家庭や保護者への啓発も重要であると考え、指針にもPTA等 を対象とした啓発講座の実施を盛り込んでおります。そういった様々な角度からの アプローチにより若者への対策を行ってまいりたいと考えております。
委員	小中学校においては、新学習指導要領で消費者教育が強化されたこともあり、契約 について力を入れて取り組んでいるところです。今の中学3年生が令和4年度に 18歳で成年を迎えるので、高校の社会科や家庭科の授業において継続的に学習す る場を設けていくことで成年年齢の引下げに対応できるのではないかと思います。 令和4年になってからではなく、その前の3年間が重要であると考えます。
委員	学校に消費者教育に取り組んでいただくことも重要ですが、毎年新たに成年を迎え る約2万人の若者に対しては、リーフレット等で危険性を告知するなどして、県が ダイレクトに啓発を行っていくべきではないかと思います。だれかにやってもらう のではなく、県が直接啓発できる規模だと思いますし、指針にも入れていくべき内 容だと思います。ライフステージに応じた消費者教育の推進ということで、県では 小学生から高齢者まで多くの教材を作っているのです、約2万人に対して毎年啓発を やり続けることも可能ではないでしょうか。
事務局	成年年齢引下げに関しては、今の教科書に記載がないため、先生や保護者も気づい ていないという状況です。県で作成している中高校生向けの副読本には、成年年齢 引下げについて記載がありますが、副読本の内容が盛りだくさんのため、そこが埋 もれてしまっていると感じております。ご意見を参考にさせていただき、今後ダイ レクトにアプローチができないか検討してまいります。
会長	県で作成している消費者教育副読本「おっと！落とし穴」は主に高校で使用されて いるので、高校の先生方にどれだけ上手く教材を使っていただけるかが重要です ね。
委員	高校家庭科の新学習指導要領では、消費者教育について高校2年生までに必ず行う ことが明示され、18歳になるまでに、契約に関する内容を重点的に学習するよう になりました。年間単位70時間の家庭科の中で消費者教育だけに時間を割くのは

	<p>難しいですが、「おっと！落とし穴」も利用させていただいております。教材については、消費者トラブルに遭遇した際に見返すことができるようなリーフレットや、ほとんどの生徒はスマホを持っていますので、スマホからアプローチできるものがあると良いと思います。</p> <p>また、生徒たちはツイッターや LINE 等をよく利用しています。現在、教育相談では、LINE 等で相談を受け付ける取り組みがなされており、相談しやすくなったというアンケート結果もあります。消費生活相談には、消費者ホットライン188があります。成年年齢の引下げということで、スマホの有効的な利用を考えてみてはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>改定指針において、成年年齢引下げへの対応を中心に据えていただいたことは良いと思います。啓発については、一律的にその時しか学べないということではなく、絶えず新しい情報を流し続けることが重要だと思います。</p> <p>トラブルに遭った時の相談窓口として消費者ホットライン188の周知を積極的に行っていくことも重要であると考えます。</p>
会長	<p>ネットで買い物をするときに188が表示されると良いですね。</p>
委員	<p>Facebook やツイッター、ヤフーニュース等には、地域と年齢層を指定して情報提供できるサービスがあり、県内の18～20歳の人にPRすることも可能なので、活用されてはいかがでしょうか。</p> <p>また、働き始めて自分のお金を持つようになった人も悪質商法の被害に遭う可能性が高いので、新入社員研修の中で各社に啓発グッズを配ることも一つの手段ではないかと思います。</p>
事務局	<p>今までも出前講座の一環として、企業から要請があった場合、新入社員向けに講話等の啓発活動を行っております。ただ、成年年齢引下げをうけ、20歳未満だけでなく20歳以上の人にも力を入れていくため、指針の「連」の柱の「多種多様なネットワークの構築」で例えば、商工会議所や青年会議所と連携させていただき啓発に努めてまいりたいと思います。</p>
委員	<p>要請のあった企業に出前講座を行っているとのことですが、年間どれくらい実施しているのですか。</p>
事務局	<p>高齢者向けや学生向けの講座に比べると企業向けの講座の実施回数は非常に少ない状況です。件数は年に10件あるかないか程度ですが、受講者は何百人という単位で依頼をいただいております。今後は受身的な態度ではなく、こちらから営業に行くような姿勢で取り組んでまいりたいと思います。</p>
委員	<p>商工会議所では、マナー講座等、新入社員向けに様々な講座を行っています。消費生活出前講座もその中に入れ込んでみてはいかがでしょうか。機会があればぜひ連携をお願いします。</p>
事務局	<p>当課で事務局を持っている岐阜県金融広報委員会においても商工会議所と連携をさせていただいているところですので、今後は三者で連携し、効果的な啓発に努め</p>

	てまいりたいと思います。
委員	消費生活実態調査の中でエシカル消費の具体的な項目として質問しているのは、食品ロスですが、環境問題等を含めなければ、エシカル消費の概念としては狭すぎるのではないかと思います。地球温暖化の防止のために暮らしをどうしていくべきかというアプローチもしていくべきです。エシカル消費を幅広く扱い、課題設定も幅広くしていただきたいです。
事務局	環境や食育の部局とも連携しながら、食品ロスだけではなく、地産地消やフェアトレード等も含め、エシカル消費の普及・啓発に取り組んでまいりたいと思います。
会長	指針に入れられそうですか。
事務局	指針本編の中でも、地産地消やフェアトレードといった文言は入れておりますので、具体的な施策の中でエシカル消費に関する取組を推進してまいりたいと思います。
事務局	岐阜県消費者施策推進指針数値目標について (資料に基づき説明)
委員	数値目標の消費者教育教員研修の開催回数及び参加教員数について、どのように見たら良いですか。
事務局	この目標値は、現行指針（平成 29 年度～平成 31 年度）を策定した際に設定したものであり、各年度 120 回、1,800 人の教員が研修を受けることを目標としています。
委員	新しい目標値では、各年度 4 回、200 人に減っていますが、なぜですか。
事務局	前回指針の策定時には、消費者行政にかける資金も豊富にあったことから幼児教育に力を入れ、幼稚園にキャラバン隊を派遣する啓発事業を行っておいりましたので、多くの幼稚園の先生等に研修に参加いただいております。しかし、状況が変わり、財源がなくなったことで、中学校や高校に力を入れていく方針に変えたため、この目標値になっております。昨年度、今年度の実績値を踏まえ、努力目標も加味し、各年度 4 回、200 人を次期指針の目標値としております。高校の家庭科教員は県内で 175 人ほどいますので、1 年間で全員に研修を受けていただくという意気込みで設定しております。
会長	出前講座の受講者数に関しては、今年度高校に対して積極的に出前講座を行っていただきましたが、その数字は入っているのでしょうか。
事務局	実績値には入っておりませんが、目標値には今年度から弁護士会と連携して行っている出前講座の件数も入れております。

事務局	消費生活実態調査結果について (資料に基づき報告)
会長	相談の満足度について、「相談したがトラブルが解決しなかった」、「相談相手が専門知識を持っていなかった」、「相談相手が親身に対応してくれなかった」という相談先が、警察や消費生活相談窓口でないことを祈りたいです。相談先と相談の満足度のクロス集計はしていただくようお願いします。
委員	どこに相談した結果、満足いかなかったということもわかるということですね。
事務局	標本数はかなり少なくなりますが、クロス集計は可能です。次回の審議会で結果をご報告します。
会長	調査結果を受けて、指針のここを変えたほうが良いという意見はありますか。
委員	調査項目の中で誰にも相談しなかった理由について「自分にも責任があると思った」と回答している人の割合が多いです。調査で年齢層もわかると思いますので、そういった層に対してどのように消費者教育を行うべきかを考えていただければと思います。
会長	大学の入学式で啓発に取り組むことは、難しいと感じています。
委員	本学でも新入生向けのガイダンスは行っておりますが、現状、消費者教育は行っておりません。成年年齢引下げもあるので、大学側にも働きかけていきたいと思っております。
会長	できれば、県から大学に働きかけていただけると良いですね。
委員	調査の中で消費者向けの情報提供手段として何が有効だと思うかという問いがありましたが、土岐市では、市をかたった怪しい電話がかかってくるということを市の広報で流していました。有効な情報提供手段だと思いますので、ぜひ市町村の広報を活用してください。
会長	高齢の方は特にそういった広報を聞いておられるので、有効だと思います。
委員	調査結果で携帯電話を利用して消費者トラブルにあったことがあると答えた人が 5.7%いらっしゃいますが、今後も増えていくものと思われるので、消費者トラブルにあった時の手段（SNS等）を調査していただくと良いと思います。
会長	今年度から高校生向けに弁護士による出前講座を行うようになりましたが、弁護士会としては効果を感じておられますか。
委員	大藪先生や岐阜高校の先生からお話をいただき、県の協力もあり、弁護士会で岐阜高校の消費者教育の授業を一部担当させていただきました。岐阜高校では、年間の家庭科授業の中で消費者教育に関する部分が7コマあり、そのうちの「契約」と「ク

	<p>レジットカードや奨学金等のお金を借りる取引」の授業を弁護士が担当させていただきました。当初、弁護士としては消費者市民社会の実現というテーマの授業を考えていましたが、現場に行くと年間の授業の1コマで弁護士がそういった話をしてどの程度効果があるのかということに直面しました。弁護士には弁護士の得意分野があります。今回の授業で特定商取引法を扱いましたが、これに関しては、学校の先生では対応できないような生徒からの質問にも弁護士であれば答えることができます。様々な方が集まって携わっている中で、それぞれの得意分野を有効活用することは良いことだと思います。ぜひ来年もやりたいと考えております。</p> <p>また、消費者教育コーディネーターについて、今後どのような体制で運営する予定ですか。岐阜高校の授業では、大藪先生や岐阜高校の先生と授業案を作る段階から話をしながら進めることができました。ただ、単発でここの授業をお願いしますという依頼をいただくと、その学校で消費者教育の授業で何をどこまでやっておられるか分からないまま、手探りで作成した授業が先方の望んだものと少し違ったということもありましたので、消費者教育コーディネーターの役割は重要であると感じております。</p>
事務局	<p>今年度2月にある国民生活センターの消費者教育コーディネーターの研修を受講したうえで、県民生活課の事務職員1名と県民生活相談センターの消費生活相談員1名の計2名を消費者教育コーディネーターとし、出前講座のコーディネートを行ってまいりたいと考えております。他県では、退職した教員等、学校とのパイプがある方をコーディネーターにする例などもありますので、長期的には、他県の動向も見ながら検討してまいりたいと思います。</p>
会長	<p>弁護士との連携はぜひ来年度も続けていただきたいと思います。私も授業を見せていただきましたが、生徒から質問が出たときに、専門家に答えてもらえるのは良いことだと思います。</p>
委員	<p>実態調査では若者に関する調査項目がなく、若者の実態と有効な対策が分からないと思いました。高齢者が悪質商法の被害に遭わないようにするためにはどのような対策が有効かという質問に対しては、「家族や親族で日ごろから話題にするよう心掛ける」という回答が多くありました。一方、若者に対しては、家族に対しての啓発が必要なのか、河原委員が言われたようにダイレクトにアプローチしたら良いのかを考えていくことが必要ではないかと思えます。</p>
会長	<p>若者の実態と対策とのリンクが必要だと思いますが、可能ですか。</p>
事務局	<p>調査では18、19歳で回答いただけた方が非常に少ないため、若者の特性を見出すことが難しいですが、例えば学校を通じてヒアリングする機会があれば、丁寧に声を拾い、フォローしていきたいと考えております。</p>
会長	<p>どうしてもこのようなアンケートでは高齢者の回答割合が高くなります。高校向けのアンケート等を検討されてはどうでしょうか。</p>
委員	<p>成年年齢になる前の小学校・中学校・高校の段階で教育をしていくべきであると考えます。18歳から選挙権が持てるようになり、どのように自分が社会に参画してい</p>

	<p>くかということ若者には考えてほしいと思います。</p> <p>また、食品の関係でいえば青果のものを食べるということを啓発していただき、事業者もそれに応えることが必要だと思っております。</p>
委員	<p>今年度から県内の高校すべてで ICT 環境が整備され、教員がタブレットを使って必要な情報を提示できるようになりました。各関係分野の情報をネット上にアップしていただき、それをお知らせいただくと、我々教員も生徒にタイムリーに提示することができます。</p> <p>また、出前講座を受けたくてもなかなかコーディネートができない学校もネット上に授業をアップしていただければ、それを教員が研修という形で参考にできるのではないかと思います。様々な情報が教員の手元に届くようにしていただければと思います。</p>
会長	<p>岐阜高校で実施した授業に関しても、高校の先生方に情報提供できればと考えています。</p>
委員	<p>私は消費者啓発推進員ということで、年 35 回ほど出前講座をさせていただいております。5 年ほど活動しておりますが、毎年呼んでいただける会場もございまして、そういった会場では、消費者ホットライン 1 8 8 の認知度も上がってきたと感じております。老後の 3 大不安といわれる孤独、お金、健康につけこんでくる悪質業者がおりますので、啓発活動をこれからも皆さんと一緒にやっていけたらと思います。</p>
委員	<p>改定指針では令和 2～6 年という計画期間が設定されておりますが、期間途中での見直しや柔軟な対応はできるのですか。</p>
事務局	<p>毎年度 2 回審議会を行う中で、状況を報告し、ご意見をいただくこととなります。現時点では中間見直しを設けてはおりませんが、計画期間 5 年と長い中で、社会環境の変化や取り組むべき新たな課題が出てきた場合は、柔軟に対応し、必要であれば変更もしていきます。</p>
委員	<p>成年年齢の引下げはこの期間のちょうど中間にあたるので、現在想定していないようなことが起こる可能性もあります。日々社会環境は移り変わっていきますので、その都度、柔軟な対応をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>SDGs の関係で、先日も二酸化炭素が増えたとニュースに取り上げられていました。私たちがどのように消費行動をとっていくべきかということは契約とは別の大きな問題として今後 5 年の間に出てくると思いますので、計画期間の途中でも対応できるようにしていただきたいです。</p>
会長	<p>本日の議事は全て終了いたしました。最後に何かご意見等ございますか。</p> <p>ないようですので、本日の議事を終了させていただきます。皆様、ご意見ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>大藪会長ありがとうございました。委員の皆様にも多数のご意見をいただき誠にあ</p>

<p>ありがとうございました。</p> <p>本日いただいたご意見・ご提案については今後の指針改定、施策の立案等の中で生かしていけるよう努めてまいります。次回第3回審議会は2月末を予定しております。指針改定案審議のほか、相談状況や各事業実施状況の報告、来年度の施策等について報告させていただく予定です。これで、本日の審議会を終了します。</p>
--